

4 茅監第 2 6 号  
令和 4 年 8 月 1 9 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 成田 博隆  
同 伊藤 素明

令和 3 年度茅ヶ崎市健全化判断比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により  
審査に付された令和 3 年度茅ヶ崎市健全化判断比率を審査したので、  
別紙のとおり意見を提出します。

(事務担当 監査事務局監査担当)

## 1 審査の対象

令和3年度茅ヶ崎市健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

## 2 審査の期間

令和4年7月22日から令和4年8月18日まで

## 3 審査の方法

健全化判断比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

## 4 審査の結果

- (1) 総合意見

ア 審査に付された令和3年度茅ヶ崎市健全化判断比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、いずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものであると認めます。

イ 審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率は、記載された計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

健全化判断比率は、次表のとおりです。

| 健全化判断比率       | 3年度<br>(%) | 2年度<br>(%) | 早期健全化基準<br>(%) | 備 考      |
|---------------|------------|------------|----------------|----------|
| 実 質 赤 字 比 率   | —          | —          | 11.33          | 実質赤字なし   |
| 連結実質赤字比率      | —          | —          | 16.33          | 連結実質赤字なし |
| 実 質 公 債 費 比 率 | 1.9        | 1.2        | 25.0           |          |
| 将 来 負 担 比 率   | 33.8       | 48.2       | 350.0          |          |

## (2) 個別意見

### ア 実質赤字比率について

令和３年度の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支額が黒字であるため、実質赤字額がなく、実質赤字比率はマイナス15.63%で、早期健全化基準の11.33%を下回っています。

### イ 連結実質赤字比率について

令和３年度の連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、連結実質赤字額がなく、連結実質赤字比率はマイナス32.11%で、早期健全化基準の16.33%を下回っています。

### ウ 実質公債費比率について

令和３年度の実質公債費比率は1.9%で、前年度の1.2%と比較すると、0.7ポイント上昇し悪化していますが、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

### エ 将来負担比率について

令和３年度の将来負担比率は33.8%で、前年度の48.2%と比較すると、14.4ポイント下降し改善しており、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

## (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

4 茅監第 2 7 号  
令和 4 年 8 月 1 9 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一  
同 成田 博隆  
同 伊藤 素明

令和 3 年度茅ヶ崎市資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により  
審査に付された令和 3 年度茅ヶ崎市資金不足比率を審査したので、  
別紙のとおり意見を提出します。

(事務担当 監査事務局監査担当)

1 審査の対象

令和3年度茅ヶ崎市資金不足比率

- (1) 公共下水道事業会計
- (2) 病院事業会計

2 審査の期間

令和4年7月22日から令和4年8月18日まで

3 審査の方法

資金不足比率の審査を、次の方法により行いました。

- (1) 算定の基礎となる事項を記載した書類の計数が正確かの確認
- (2) その計数によって比率が正確に算定されているかの確認
- (3) 関係職員の説明聴取

4 審査の結果

- (1) 総合意見

ア 審査に付された公共下水道事業会計及び病院事業会計の令和3年度茅ヶ崎市資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認したところ、書類はいずれも適正に作成され、記載された計数は正確なものと認め、その計数により適正かつ正確に算定されていることを認めます。

イ 算定の結果、いずれの会計も資金不足を生じていないため、資金不足比率は計上されませんでした。

資金不足比率は、次表のとおりです。

| 区 分         | 資 金 不 足 比 率  |              |                | 備 考    |
|-------------|--------------|--------------|----------------|--------|
|             | 3 年 度<br>(%) | 2 年 度<br>(%) | 経営健全化基準<br>(%) |        |
| 公共下水道事業会計   | —            | —            | 20.0           | 資金不足なし |
| 病 院 事 業 会 計 | —            | —            | 20.0           | 資金不足なし |

## (2) 個別意見

令和３年度茅ヶ崎市資金不足比率のうち公共下水道事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っており、良好な状態にあると認めます。

病院事業会計については、経営健全化基準の20.0%を下回っており、資金期末残高も前年度に比べ大幅に増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症関連の補助金の受入れが大きく影響していますが、次年度以降も同様の補助金の収入が見込めるかは不透明な状況ですので、数値の推移を注視する必要があります。引き続き、「茅ヶ崎市立病院の経営改革について（茅ヶ崎市立病院リバイバル・ロードマップ）」における重要業績評価指標について、適宜状況を把握し、適切な取組を進めていくことを要望します。

## (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。